

徳島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

219	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		古川長原港	徳島市川内町金岡一四番二地 先から 同 鈴江南一六番一 地先まで 徳島市川内町鈴江南一四番二 地先から 同 一八番一 地先まで	二七二・四 一三三・三	令和八年三月三十一日